

佐高第1265号  
平成29年1月17日

市内指定地域密着型通所介護事業所 管理者 各位  
市内指定認知症対応型通所介護事業所 管理者 各位

佐倉市福祉部高齢者福祉課長

佐倉市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドラインの制定について（通知）

日頃より、佐倉市の介護保険事業に御協力いただきありがとうございます。

さて、指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営につきましては、平成27年4月30日に厚生労働省老健局から「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」が示されています。

このたび、介護保険法の改正により、昨年4月から、県の所管であった定員19人未満の小規模な通所介護サービスを行う事業所が、地域密着型通所介護として市の所管となりました。

そのため、国が示した指針の内容を踏まえ、平成27年12月28日を施行日として、新たに「佐倉市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン」を制定いたしました。

今後、宿泊サービスの提供にあたっては、本指針を遵守していただき、安全の確保及び利用者の尊厳の保持の徹底を図られるよう、お願いいたします。

なお、指定地域密着型通所介護事業者等が事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合、当該サービスの内容をサービス提供開始前に市長に届出を行うことにつきましては、佐倉市指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第4項及び第59条の26第4項でその義務付けがなされております。すでに千葉県に届出を行っている事業所におかれましても、お手数ですが、改めてご提出をお願いいたします。

【担当】

佐倉市福祉部高齢者福祉課  
介護給付班 平岡、宮田

TEL 043-484-6174